

在日の相続手続き

■ 相続とは・・・

相続とは

亡くなった人の財産が他の人に引き継がれることを「相続」といいます。

「相続」は遺言書の有無の確認から始まります！

1、遺言書がない場合・・・「法定相続」

※法律で定める相続人(法定相続人)が法律の定めにより相続し、相続人全員による「遺産分割協議書」を作成し財産を引き継ぎます

※ 日本の「法の適用に関する通則法」は、『相続は被相続人の本国法による(36条)』と定めており、また、韓国法上も『相続は死亡当時の被相続人の本国法による(韓国国際私法 49条1項)』と規定していることから、**韓国人を被相続人とする相続問題は、日本の裁判所においても、韓国民法が適用されることとなります。**

2、遺言書がある場合・・・「遺言による相続」

遺言で指定された人が遺言で指定された財産を引き継ぎます

※ 韓国の国際私法は、**死亡時まで日本に常居所がある在日韓国人が『私の相続は日本法による』と遺言書で指定した場合は、日本法を適用することが可能と定めています(韓国国際私法 49条2項)**

■ 在日コリアンの相続法 ■

● 相続における在日コリアン（在留資格；特別永住者）の準拠法

外国籍を有する者を被相続人とする相続については、法の適用に関する通則法 36 条の規定により、被相続人の本国法が準拠法となります。

特別永住者の場合、被相続人の国籍・地域欄の表示が「韓国」であるか「朝鮮」であるかでその適用される本国法が異なります。

★ 「朝鮮」表示

朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法第 45 条の規定『不動産相続には、相続財産の所在する国の法を適用し、動産相続は被相続人の本国法を適用する。但し、外国に住所を有する共和国公民の動産相続には被相続人が住所を有していた国の法を適用する』の定めにより、被相続人が日本に住所を有し、かつその財産も日本にある場合には日本民法が適用されます。

★ 「韓国」表示

韓国国際私法第 49 条 1 項の規定『相続は死亡当時の被相続人の本国法による』の定めにより、韓国民法が準拠法となります。但し、不動産については所在地法と規定しており（同法第 49 条 2 項）日本にある不動産については日本民法が適用されます。

● 韓国民法に定める法定相続人と相続分

	韓 国	日 本
法定相続人	①直系卑属（子、孫…）+配偶者 ②直系尊属+配偶者 ③兄弟姉妹 ※①②ないとき ④4親等以内の傍系血族（おじおば、甥姪、いとこ等） ※①②③ないとき	①子+配偶者（孫は子がないとき） ②直系尊属+配偶者 ③兄弟姉妹+配偶者
法定相続分	①子 2/5 配偶者 3/5 ②直系尊属 2/5 配偶者 3/5 ③兄弟姉妹（人数で均分） ④4親等以内の傍系血族（人数で均分）	①子 1/2 ・ 配偶者 1/2 ②直系尊属 1/3 ・ 配偶者 2/3 ③兄弟姉妹 1/4 ・ 配偶者 3/4

★特別永住者の相続放棄における注意点！

日本の民法に定める法定相続人の範囲は、第 3 順位の兄弟姉妹までであるが、韓国民法に定める法定相続人の範囲は、第 4 順位の「4親等以内の傍系血族」までとなっており、相続財産が負債等の消極財産が大きいために相続放棄をする場合、4親等以内の傍系血族まで相続放棄の問題が及ぶことになる。

■ 相続手続きに必要な韓国書類の例 ■

例えば、在日コリアンの方が亡くなり、不動産の相続登記手続きが必要となった場合などは、被相続人の出生から死亡までの韓国除籍及び証明書が必要です。また、相続人は被相続人との親族関係を証明できる韓国の証明書等が必要となります。

【被相続人の書類の例】

- ① 被相続人又は父又は祖父戸主の除籍謄本（※）

（出生～2007年12月31日）

- ② 被相続人の家族関係登録簿事項別証明書5種（死亡届出済時は閉鎖証明書）

基本証明書・家族関係証明書・婚姻関係証明書・入養関係証明書・親養子入養関係証明書

（2008年1月1日～死亡まで）

※除籍謄本とは、戸籍制度廃止により除籍となった2007年12月31日までの旧戸籍

【相続人の書類の例】

- ・配偶者及び子

家族関係登録簿事項別証明書3種（※本国へ婚姻届・出生届出済みの場合）

基本証明書・家族関係証明書・婚姻関係証明書

★韓国書類の収集ポイント★

在日コリアンの中には被相続人又は相続人について、韓国へ出生届出をしていないケースがあります。この場合は本人らの韓国書類は存在しません。書類の有無が不明な場合はまずは被相続人の父や祖父の最後の除籍を取寄せて現況を確認します。

《収集のながれ》

- ① 被相続人の本人（父又は祖父）戸主の除籍謄本を取寄せる（電算化された除籍）
届出事項の確認（婚姻や子の出生等）

↓

- ② 父又は祖父等が戸主の除籍を順次取寄せる（本人の出生事項記載まで遡る）

配偶者と子の書類の取寄せ

■ 在日コリアンならではの問題 ■

● 韓国書類の交付請求権者がいないケース

相続手続きには韓国除籍及び証明書が必要ですが、これら書類を交付請求できる者については、韓国の家族関係登録等に関する法律（第14条）に定めています。

【交付申請権者】

- ・ 本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹
- ・ 上記の者より委任を受けた者

しかし、上記申請権者がいない場合は韓国書類の収集は困難になってしまいます。

- ・ 連れ子又は前妻の子から継父母の書類の請求
- ・ 認知されていない婚外子からの請求
- ・ 親族関係にない第三者による交付請求については、原則認められません！

● 身分事項の齟齬

韓国除籍及び証明書の記録と日本の外国人登録又は住民票上の記録との間に相違が多い例

① 氏名

- ・ 漢字一字が異なる、まったく別名など

② 生年月日

- ・ 旧暦で出生届出をしたことによる相違など

③ 身分変動事項

- ・ 本人の出生事項はあるが、以後の婚姻や子の出生に関する身分事項の記載が一切ない。
- ・ 相続においては、重婚状態や来日前の婚姻による子の発見など
- ・ 就籍等により親族関係が書類上中断されているなど

特に、氏名や生年月日が違う場合は、本人を同一人物とは認められず相続手続きにおいて困難を伴います。本人が生存している場合は韓国裁判所へ訂正等の手続きをすることができます。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで在日コリアンの相続手続きを完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348